

ごみ特集号

平成21年10月から家庭系ごみの有料化がスタートします

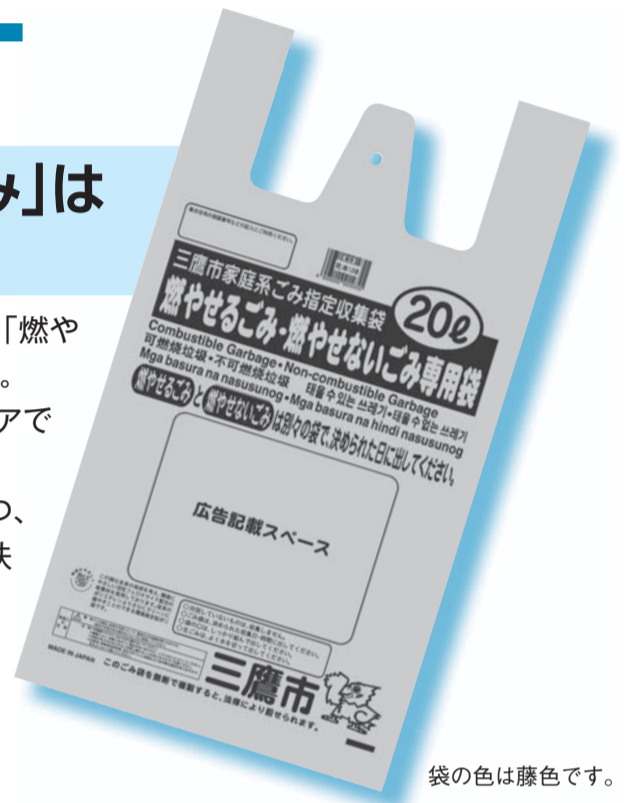
家庭から出る「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は指定収集袋で出してください

市では、10月から、家庭系ごみの有料化を実施します。これにより、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は市が指定するごみ袋(指定収集袋)を購入し、出していただくことになります。指定収集袋は8月中旬から市内および近隣市のスーパーマーケットやコンビニエンスストアで販売します。

今回の有料化では、緑化の推進や福祉的視点から、せん定枝、落ち葉、草、紙おむつ、道路清掃などのボランティアごみを有料化の対象からはずし、生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯などのご家庭には一定枚数の指定収集袋をお渡します。

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量・資源化の推進や環境負荷およびごみの処理経費の軽減を目的に行います。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

☎ごみ対策課 ☎内線2533



袋の色は藤色です。

10月からのごみの出し方

市の指定収集袋(ごみ袋)を購入してください

指定収集袋を購入することで、ごみ処理費用の一部を負担していただけます。指定収集袋の大きさや価格などくわしくは4面をご覧ください。



燃やせるごみ・燃やせないごみは指定収集袋に入れて出してください

収集日は変わりません。有料化の対象となるごみが指定の袋に入っていない場合は収集できませんので、ご注意ください。



有料化の対象となるもの

燃やせるごみ

生ごみ、資源物にならない紙(ティッシュペーパー、写真、名刺より小さい紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙など)、資源物にならない布(ポロ布、汚れのひどい古着、破れている古着)

燃やせないごみ

ゴム製品、ガラス製品、せともの、金属類、皮革製品、小型家電製品(最大辺が30cm未満)、油やペンキのびんや缶の容器(中味が入っていないもの)、プラスチック類で出せないもの(傘、物干しハンガー、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ、カセットテープ)



資源物と有害ごみは10月以降も無料で収集します。

ごみの出し方に
変更はありません。

古紙類…新聞紙(ちらしも可)、段ボール、雑誌(本)、雑紙(はがき、ポスター、包装紙、ボール紙、レシート、名刺、メモ用紙、名刺大以上の紙)

古着類…着用可能な衣類、肌着、毛布、シーツ、タオルケット、きれいなカーテン(レースも可)

プラスチック類…硬質・軟質のプラスチック製品、プラスチックマークのあるもの(トレイ、発砲スチロール、ペットボトルのキャップ、卵の

パック、ビニール袋、レジ袋、フィルム、ラップ、CD、DVD、ウレタン)

ペットボトル…PETマークのある飲料(しょうゆ、酒類、食用油脂の含まない調味料)用ボトル

空きびん…飲料・食品用びん
空き缶…飲料・缶詰(ペットフード用も可)・菓子類などの缶、アルミ・スチール製のふたやキャップ

有害ごみ…スプレー缶、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てライター、蛍光灯、乾電池、体温計

さらなる分別の徹底にご協力ください

